

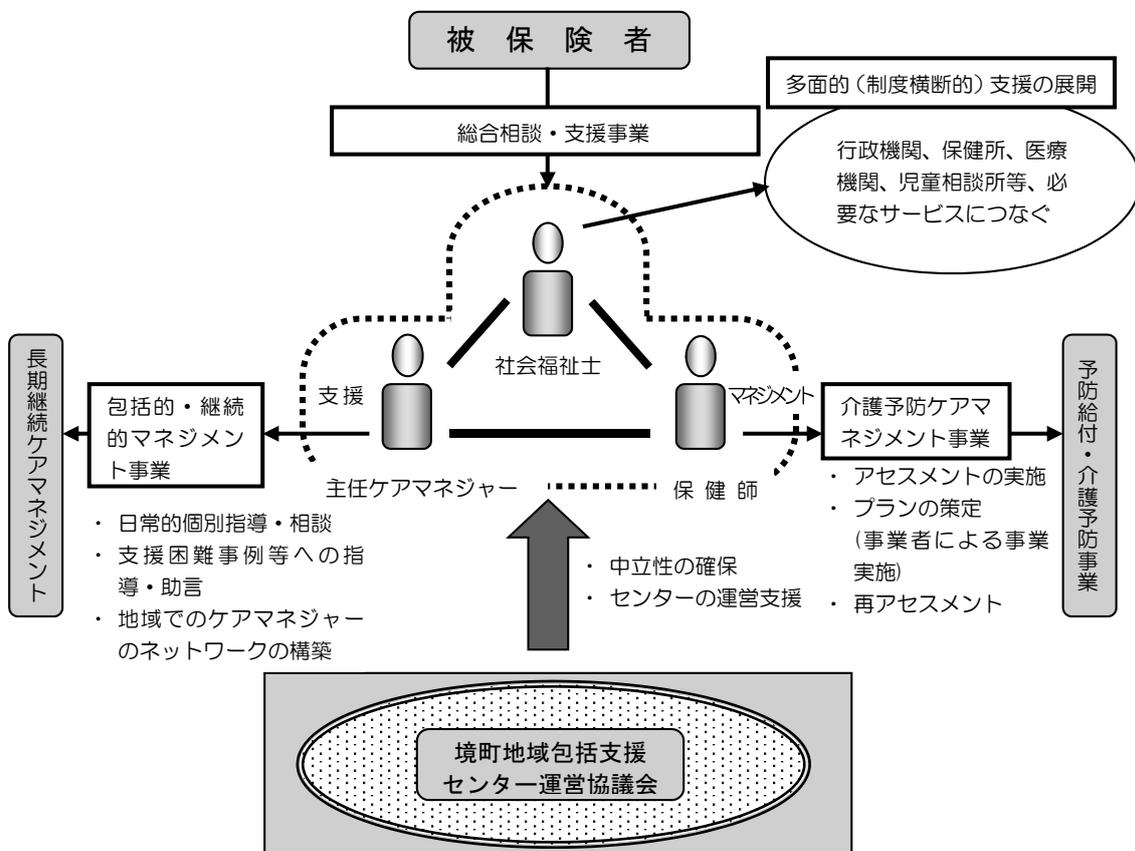
第6章 地域支援事業

第6章 地域支援事業

第1節 地域包括支援センターの充実

1 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域包括ケアを支える中核機関として、①総合相談支援、②権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防マネジメントといった機能を担うこととされています。そして、サービスが必要な町民に対し、適切に対応できる「ワンストップサービス」としての窓口拠点の役割も求められています。また、アンケート調査によると認知度が低い状況になっています。



(1) 地域包括支援センターの設置状況

町が社会福祉法人さしま福祉会（ファミリー境）に委託して、町内に地域包括支援センターが1か所設置されています。

(2) 地域包括支援センターの運営方針

地域包括支援センターの運営については、町が設置した「境町地域包括支援センター等運営協議会」の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営が行われ

ていますが、ワンストップサービスの確保等、業務内容の充実を図るとともに、地域包括ケアの最前線で円滑・迅速に業務が担えるよう窓口の一元化等の検討を進めます。

地域包括支援センターの設置・変更・廃止等に関する決定は町が行い、運営協議会は町の適切な意思決定に関与しています。

第2節 介護予防事業の推進

1 一次予防事業

第1号被保険者のすべての人（元気な高齢者）を対象とした、生活機能の維持または向上を図るための事業です。生活機能の維持や向上に向けた取り組みで、介護予防の基本的な知識を普及したり、地域への積極的な参加やボランティア等の育成を支援します。

(1) 介護予防普及啓発事業

介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成配布や講座等を開催し、地域における自主的な介護予防の活動を支援していきます。

- (ア) 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布。
- (イ) 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や相談会等の開催。
- (ウ) 介護予防の普及に資する運動教室等の介護予防教室等の開催。
- (エ) 介護予防に関する知識または情報、各対象者の介護予防事業の実施の記録を管理。

(2) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する知識の向上のための研修会等を実施し、ボランティアや老人クラブ等が地域で活動できるよう支援します。

- (ア) 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修会等の開催。
- (イ) 介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援。
- (ウ) 社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施。

(3) 一次予防事業の評価

事業が適切かつ効率的に実施されたか、原則として年度ごとに、事業評価を行います。地域住民の介護予防に関する知識度、ボランティア活動への高齢者の参加数を評価したり、ボランティア養成講座、介護予防に関する普及・啓発事業の評価をしていく必要があります。

2 二次予防事業

二次予防事業は、対象者が要支援・要介護状態になることを予防する目的で、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、活動的で生きがいのある人生を送ることができるよう支援する事業です。

(1) 二次予防事業対象者把握事業

65歳以上の方（要支援・要介護を除く）を対象に、基本チェックリスト（日常生活の状況に関する25項目の質問）の郵送配布回収等を行い、二次予防事業対象者の把握に努めます。

(2) 通所型介護予防事業

二次予防事業の対象者把握事業により、要介護状態等になるおそれが高い状態にあると認められた65歳以上の高齢者に対して、通所という形で通いながら、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等のプログラムを対象者ごとに地域包括支援センターにより作成される介護予防ケアプランに基づいて実施し、自立した生活の確立と自己実現の支援を行います。

(3) 訪問型介護予防事業

通所型介護予防事業への参加が困難な方には、保健師等が訪問し「閉じこもり予防」「認知症予防」「うつ予防」等生活機能に関する問題に総合的に相談・指導を行うことを検討します。

(4) 二次予防事業評価事業

介護保険事業計画で定められた「介護予防事業の効果による要介護者数の目標値」に照らして二次予防事業の達成状況を検証します。

- (ア) 新たな要支援・要介護者数の減少。
- (イ) 介護予防プログラムの参加者の満足度。
- (ウ) 事業の実施回数、参加者数。
- (エ) 地域における二次予防事業対象者の確実な把握。
- (オ) 対象者に対する二次予防事業の確実な提供。

以上の項目を年度ごとに、事業の実施状況の評価を行いながら、事業参加者のデータ等について常に収集・整理に努めます。

第3節 包括的支援事業

1 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメント業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、具体的な目標を明確にしつつ、個々の高齢者の心身の状況や生活環境、廃用症候群（生活不活発病）や生活機能低下が生じた原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成します。そのため、サービスの提供を確保し、あわせて、評価とアセスメントを実施します。今後も引き続き事業を推進します。

2 総合相談・権利擁護事業

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けていくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや関係機関及び制度の利用につなげるよう支援を行っています。

今後も高齢者に対する適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における各種関係者のネットワークの強化を図ります。

また、権利擁護の観点から支援が必要な高齢者に対し、今後も成年後見制度の活用や地域のネットワークの活用等の支援等を行います。さらに高齢者虐待や消費者被害の防止及び対応、緊急に援助を要する方の支援を実施します。

(1) 高齢者世帯実態調査

高齢者世帯実態調査に基づき、見守りや買い物等生活支援の必要な世帯を地域包括支援センターが中心となり、事前に把握することに努め、見守り等の生活支援を継続します。

(2) 地域によるネットワークの整備・構築

地域包括支援センターが中心となり、認知症高齢者の見守り（認知症サポーターの養成）や、孤立（閉じこもり）の予防、高齢者虐待防止のネットワークの整備等について、地域の社会資源と連携を図ります。

(3) 高齢者虐待防止ネットワークの構築

高齢者虐待を防止するため、高齢者虐待に関する情報の普及啓発を図ります。また、地域の町内会、民生委員等と高齢者虐待を早期発見するためのネットワークの確立に向け、地域包括支援センターが連携を図ります。

(4) 総合相談支援

高齢者の実情把握に努め、高齢者本人・家族・近隣住民からの相談に対応し、総合的・専門的な援助（助言・指導）を行います。

さらに、地域の民生委員や区長、公的機関、専門機関等と連絡を密にし、総合的支援体制を整備します。

(5) 地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分で福祉サービスの利用を自分で判断できない方や、利用料の支払いがひとりでは困難な方等に対し、自立した地域生活が安心して送れるように福祉サービス等の利用援助や相談を行います。

相談内容の把握後、その問題解決のため、必要な場合には、町長の申し立てによる成年後見制度の活用や、老人福祉施設への措置等の支援を行います。

3 包括的・継続的マネジメント事業

個々の高齢者の状態変化に応じた適切なケアマネジメントをケアマネジャーが実践することができるように、地域の基盤を整えるとともに、個々のケアマネジャーへのサポートを行います。

- 地域のケアマネジャーに対する個別相談窓口を設置し、ケアプラン作成技術指導等の相談助言を行う。
- 支援困難事例等への指導、助言。
- ケアマネジャー連絡会・研修会を実施。

第4節 任意事業

1 その他事業

(1) 介護給付等適正化事業

国及び県が介護給付適正化事業として位置づけているのは、要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化、サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化の3事業です。介護保険制度の趣旨を踏まえた良質な事業展開のために必要な情報の提供等、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、必要なサービス以外の不要なサービスが提供されていないかどうかの検証を行い、介護給付費の適正化を図ります。

(2) 家族介護継続支援事業

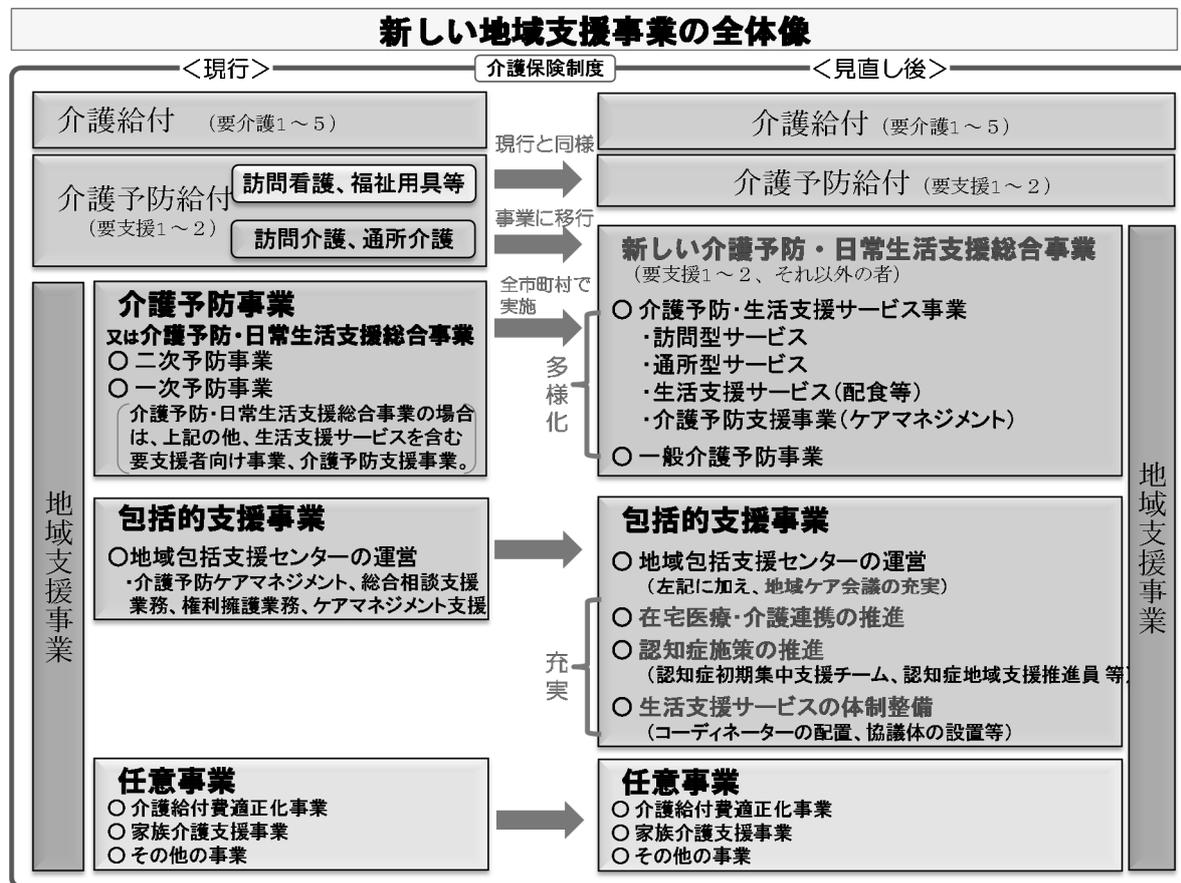
寝たきりの高齢者等を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業として、家族介護用品支給事業を実施し、高齢者の在宅での生活の維持向上をめざします。

(3) 成年後見制度利用支援

成年後見制度の利用に際し、申し立てを行うべき親族がない高齢者に対し審判の申し立てを行うとともに、審判に要する経費や成年後見人等への報酬を負担する能力のない方には、その費用の全部または一部を助成します。今後も引き続き事業を推進していきます。

第5節 新しい地域支援事業の展開

新しい地域支援事業は、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、「地域支援事業」を実施するものです。（平成29年4月より実施）



地域支援事業の構成は以下のとおりです。

(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（平成29年4月より実施）

介護予防給付（訪問介護、通所介護）を見直し、介護予防や日常生活支援を総合的かつ一体的に行うため、多様なニーズに対するサービスの充実により在宅生活の安心を確保すると同時に、住民主体のサービス利用の拡充、認知に至らない高齢者の増加、重度化予防の推進による効率的な事業実施に向け、要支援者と介護予防・生活支援サービス事業対象者が利用する「訪問型サービス」と「通所型サービス」等の事業を構築していきます。また、すべての高齢者が利用する体操教室等の普及啓発等を内容とする「一般介護予防事業」を総合的に実施します。

(2) 包括的支援事業（平成30年4月より実施）

ア. 地域包括支援センターの運営（地域ケア会議の充実）

地域包括支援センターは行政の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、その実現のために個別事例の検討を通じた、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど実効性のあるものとして「地域ケア会議」の定着・普及に努めます。

また、利用者一人ひとりについて、介護予防事業の支援を行うとともに、高齢者の実態把握と総合的相談・支援、様々な職種が連携しての包括的・継続的なフォローアップを行うために以下の4事業を実施します。

①介護予防マネジメント事業

被保険者が要介護状態となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境、その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

②総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域の関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度につなげる等の支援を行います。

③権利擁護事業

困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための支援を行います。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における関係機関等の連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行います。

イ. 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、国と県の支援の下、医師会等と連携しつつ在宅医療・介護連携ができるよう努めます。

ウ. 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現のため、認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の構築に努めます。

そのために、認知症専門医による指導の下に早期診断、早期対応に向けて以下の体制を地域包括支援センターを核に整備できるよう努めます。

①認知症初期集中支援チーム（個別の訪問支援）

複数の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問（アウトリーチ）し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

②認知症地域支援推進員（専任の連携支援・相談等）

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

エ. 生活支援サービスの体制整備

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等の構築に努め、地域の多様な担い手による受け皿確保のための基盤整備を推進していきます。

（3）任意事業

家族介護者の支援のための事業や、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業などを、介護保険制度の中で実施します。